

## 論文要旨(和文)

氏名	佐々木 由美子
研究テーマ	外国籍児の育ちを保障する多文化共生保育 — 当事者としての外国籍保育士の役割を手がかりとして —
序章 本研究の目的と視座	<p>1990年に出入国管理及び難民認定法(入管法)が改正され、多くのニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とした外国人が日本に入国し、日本社会の民族的・社会的多様性が増してきた。そして、学齢期以降の教育学的観点から、その子どもたちへの対応の必要性が叫ばれるようになり、その実践に伴って、保育現場においても言葉や文化の違いによる問題が多く取り上げられている。</p> <p>わが国においては、外国籍児の教育についての法的規定はなく、就学義務も課せられていない。そのため、外国人子女の義務教育諸学校への就学に関しては、文部省が「日韓基本条約」(1965)の締結を受けて出した通達に基づいて運用されていた。1979年に、わが国が「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」を批准したことで、同規約に基づき、わが国に在留する学齢相当の外国人子女の保護者が、当該児の義務教育諸学校への入学を希望する場合は、日本人児童と同様の機会を無償で保障するとされ、外国籍児にも教育における「機会の平等」が与えられることとなった。その一方で、教科学習はすべて日本語で行われているため、外国籍児が教育における「結果の平等」を得るためには、日本語の習得が最低かつ最重要な要件となるのである。しかし、多くの外国籍児は教科学習を行えるほどには日本語に習熟せず、授業について行けない状況も発生しており、先行研究においても、不就学、学習権保障などさまざまな問題が取り上げられている。そして、不就学のまま義務教育年齢を超過した少年たちは、就労も難しく、その結果非行や犯罪に走りやすいということも指摘されている。これらのことから、外国籍児の不就学問題と言語コミュニケーションの問題は、密接に関係していると考えられる。したがって、言語習得の臨界期とも言える幼児期における外国籍児の保育実践において、いかに言語コミュニケーションが図られているのかは、重要な検討対象と言えるのである。</p> <p>また、多文化共生保育に関する先行研究においては、言語コミュニケーションが円滑に行われないこと、および文化の違いから保育園において発生する問題が、多く取り上げられてきた。しかし、これらの先行研究はさまざまな問題の提起にとどまっており、言語コミュニケーションの障害に代表される諸問題への対応は依然として大きな課題である。</p> <p>そこで本研究では、従来の研究における多文化共生保育の現状を整理することによってその課題を明らかにする。そして、それらの課題への具体的な対応方法を見出すため、外国人人口が15%以上を占める群馬県大泉町の保育園に勤務する当事者としての外国籍保育士の役割を解明する。さらに、その結果をもとに、外国籍児の育ちを保障する多文化共生保育のあり方を提示することとしたい。そのため、以下の4つのリサーチクエスチョンを設定した。①多文化共生の理念と歴史とはいかなるもの</p>

か、②多文化共生保育の現状と課題とはいかなるものか、③群馬県大泉町の多文化共生保育の現状と課題とはいかなるものか、④当事者としての外国籍保育士の役割とはいかなるものか、の4項目である。

なお、本研究の意義は以下の3点である。①従来の研究から多文化共生保育の問題点を整理し、その課題を明示することにより、新たに具体的支援の方策を提起することができる。②多文化共生の当事者である外国籍保育士の役割を明らかにすることで、外国籍保育士の役割モデルを示すことが可能になる。③多文化共生保育における課題への具体的対応策の提起、および外国籍保育士の役割を明らかにすることにより、外国籍児の育ちを保障する多文化共生保育の理想的なあり方を提示し得る。

## **第I章 多文化共生の理念と歴史**

### **第1節 多文化共生の理念**

本節では、研究の目的である外国籍児の育ちを保障する多文化共生保育のあり方を提示するにあたり、まず多文化共生の理念を明確にした。「多文化共生」とは、マイノリティの人権が保障され、外国人が居心地のよい生活が送れること、つまり、総務省が定義した「国籍や民族の異なる人々がお互い尊重し合い、対等な関係を保ち共に生きていくこと」であることが確認できた。しかし、この理念は多文化共生を理想として謳ったものであり、理想と現実の間には課題や異論も生じている。その理由として、わが国の多文化共生に関しては、ホストである日本人側とゲストである外国人側の多文化に対する認識のギャップがあり、その原因は日本における多文化共生の議論に「当事者の声」が反映されていないからだという指摘がある。

したがって、多文化共生の理念を実現するためには、当事者の声を反映し、マイノリティとマジョリティが対等に生活できる社会を創っていくことが必要であると考えられる。

### **第2節 多文化共生の歴史**

本節では、近・現代史の中で多様な民族がさまざまな文化を持って集住した代表的国家である、アメリカ合衆国、およびわが国の多文化共生の歴史がどのように展開してきたのかを先行研究から検討した。その結果、アメリカ合衆国の多文化共生思想は、先住民や黒人といった有色人種の排外から、メルティングポット論と呼ばれる同化政策、そして多文化主義、ダイバーシティへと変容していったが、現代においても同化主義は根強く残っているという状況であることが確認できた。一方、わが国の多文化共生の歴史は、旧植民地出身者である韓国籍の人々が永住資格を取得し、差別に抗議するとともに権利保障を求める社会運動から始まった。1990年に入管法が改正されると、南米日系人を中心にニューカマーと呼ばれる外国人が多数来日し、彼らへの市民団体による支援とともに、自治体も対応施策に取り組み始めたのである。その施策の一つが外国人集住都市会議による政策提言であるが、外国籍児における教育問題など未だに多くの課題が残されている状況にあることも指摘されている。

上述のように、長い歴史の中で多文化共生は、掲げられた理念へと向かうべく様々な施策が展開されてきたが、未だに多くの問題が残されており、特に外国籍児における教育問題などへの対応は喫緊

の課題であると考えられる。

## **第Ⅱ章 多文化共生保育における課題**

### **第1節 保育現場における多文化共生の課題**

本節では、多文化共生保育に関する先行研究から外国籍児の保育に関する課題について整理し、検討した。その結果、保育現場で直面している問題は、大きく分類すると、地域との関わりの問題、生活習慣の問題、食習慣の問題、そして、言語コミュニケーションの問題の4点であった。このうち、言語コミュニケーションに関わる支援は、通訳を派遣したり、入園に関する書類を外国語で用意したり、園便りや掲示物などにひらがなやカタカナ、ローマ字でルビを振るなどしている保育園もある。わが国の保育現場においては、外国籍児が入園した場合、さまざまな問題に直面しながらも、各園が独自に支援を行っており、それらの問題への対応の多くは、外国籍児を保育する現場の保育者に委ねられている。そのため、外国籍児を保育する現場の保育者には、保育の専門性向上への取り組みに加え、外国籍児およびその保護者のニーズに対応するための専門性が求められている。

以上のことから、保育者養成においては、そこで学ぶ学生に対して、多様性の受容等に関わる意識を涵養していく必要があると考えられる。

### **第2節 多文化共生保育における言語コミュニケーションと母語の重要性**

本節では言語の発達と母語の重要性について先行研究から検討した。言語発達に関する臨界期は幼児期にあるとされ、特に母語を確立、保持することが外国籍児の言語習得における課題となる。また、コミュニケーションを図るための言語能力と、学習に必要な言語能力では、異なる言語能力が必要とされ、学習に必要な言語能力を育成する上で母語が助けになると考えられている。言い換えれば、母語能力が確立されていない時期に、母語教育の機会が閉ざされた状態で、第二言語のみによる学習を行うことは、基礎的な認知能力の発達に不可欠で重要な言語システムを破壊し、表現と思考の道具としての母語も第二言語も用いることができない「ダブルリミテッド・バイリンガル」の状態となることが指摘されている。

以上のことから、多文化共生保育における言語コミュニケーションの障害を取り除くためには、保育者が外国籍児に対する保育実践に目を向けると同時に母語の重要性を認識する必要があると考えられる。

### **第3節 移民を多く受け入れているドイツの多文化共生保育**

本節では、移民を多く受け入れているドイツの多文化共生保育から示唆を得るため、NRW州の保育実践について調査し、検討した。その結果、ドイツでは、子育て支援や保育の場に潤沢な公的資金が投入され、難民を含めた外国人に、国をあげた手厚い支援が行われていることが明らかになった。また、保育現場では言語教育に国家的に取り組んでおり、そのための保育者研修も用意され、その成果が出ているということも明らかになった。さらに、多数の外国籍保育者が自国の文化を取り入れるなど、積極的に多文化理解を意識した保育実践や母語での支援を行うなど、多文化共生保育において外国籍保育者が大きな役割を果たしていることが確認された。

こうした保育実践から得られたわが国に対する示唆は、多文化共生保育に関わる制度の充実と、外

国籍保育士採用拡充の必要性である。しかし、ドイツにおける制度充実の根底には、多文化が根付いている国ならではの多様性を排除しない人々の姿勢が大きく関わっていると推察されるため、わが国において外国籍児に対する公的支援を充実するためには、日本に住むすべての人々への多文化理解に対する啓蒙とアドボカシー活動が必要であると考えられる。

### **第Ⅲ章 群馬県大泉町の多文化共生**

#### **第 1 節 群馬県大泉町における多文化共生の歴史**

本節では、群馬県大泉町における多文化共生の歴史と施策がどのように展開してきたのかを先行研究から検討した。大泉町は、町自体が積極的に外国人誘致を行っていたことから、外国人に対する支援制度の整備も早い段階から行われていた。しかし、日系人と日本人の間の言葉や文化の違いによる摩擦や対立は日系人の数が多くなるにつれて表面化し、今なお数多く存在している。また、外国籍児に関しては、学力不振、不就学、非行や犯罪が顕在化していることが指摘されている。

以上のことから、多様な文化的背景を持つ住民が互いに尊重しあって共生するためには、互いを理解するための場所や機会が必要であろう。また、外国籍児に関しては、幼児期からの言語教育を充実させる必要があると考えられる。

#### **第 2 節 群馬県大泉町における遊び広場の活動**

本節では、群馬県大泉町における遊び広場の活動の振り返りと検討を行った。大泉町においては、多文化共生の町づくりの一環として、日本人のみならず、さまざまな外国籍の子どもとその家族を対象に、子どものための遊び場「わくわく広場」が開催されてきた。そして、この「わくわく広場」の活動は、2年余におけるさまざまな議論や葛藤を経て、言語、国籍、文化、立場、年齢にとらわれることもなく、サービスを提供する側と受ける側という関係もなく、共に楽しいひと時を過ごすという場所と機会になっている。

この実践活動は、多文化共生社会を草の根的に創りだした一つの事例であり、こうした活動が町全体に広がるのが、さらなる多文化共生の町づくりにつながると考えられる。

#### **第 3 節 群馬県大泉町における多文化共生保育**

本節では、群馬県大泉町における多文化共生保育の現状を調査し、検討した。大泉町の保育現場では、外国籍児に対して「日本人化」の保育を行なってきたことが先行研究において示されている。日本の小学校に就学した場合、教科学習はすべて日本語で行われていることが、外国籍児に対して熱心に日本語を教えるという、「日本人化」の保育に拍車をかけている。しかし、「日本人化」の保育は母語・母国文化の亡失を意味するとともに、外国籍児のアイデンティティ獲得への不安も懸念されている。また、保育現場には外国籍児支援のための行政の明確な方向性や積極的な支援方針が示されていないため、保育現場は外国籍児およびその保護者への対応に苦慮し、混乱が生じている。一方、外国籍保護者については、子どもの教育に関心を示さないこと、幼児期の言語習得、特に母語の重要性についても認識していないこと、子どもとのアタッチメント形成もなされていない場合も多いことが現場の保育者からの意見により明らかになった。

以上のことから保育現場においては「日本人化」の保育を見直す必要があり、一方で保護者支援として、乳幼児期の母子関係の重要性や言語教育の重要性などについて保護者に啓蒙していく必要があると考えられる。

#### **第IV章 群馬県大泉町で働く外国籍保育士の存在意義**

##### **第1節 外国籍保育士による支援が外国籍児の保育園適応に及ぼす心理的効果**

本節では、外国籍保育士の支援が外国籍児にどのような心理的効果を及ぼしたのかを参与観察により調査し、検討した。その結果、外国籍児は、母語で意思疎通が図れる保育士が園に存在していることを認識してからは、困った時、訴えたいことがある時には、外国籍保育士を探して母語で伝えることが確認された。また、日本語をほとんど話せない外国籍保護者は、保護者会での外国籍保育士による通訳としての働きかけを契機として、その後は折に触れて外国籍保育士を通して保育園との情報交換を行っている。

以上のことから、外国籍保育士による母語を介した保育支援が、保育園と外国籍児およびその保護者間に媒介者としての役割を果たすとともに、外国籍児およびその保護者に安心感を与え、保育園適応を促進させる方向に働いたと考えられる。

##### **第2節 外国籍保育士の役割およびその役割に伴う保育現場の意識変容**

本節では、外国籍保育士の保育実践について保育士および外国籍保護者へのインタビューにより調査し、検討した。その結果、外国籍保育士は日本人保育士や日本人保護者および日本人児童に対しては、言葉や外国文化を紹介し、外国籍児および保護者には、母語でコミュニケーションがとれるという安心感を与えると同時に、代弁者にもなっていることが明らかになった。また、外国籍保護者が保育園の行事に安心して参加できるようにもなった。加えて、日本人保育士が外国籍保育士を介して情報伝達を行い、言葉や習慣を学び活用するようにもなった。

以上のことから、外国籍保育士が介在することで、「日本人化」の保育の中に存在した情報伝達の不備、意思疎通の障害に起因する誤解などの不安要素が取り除かれ、安心へと変化しつつあることが示唆された。

##### **第3節 外国籍保育士のライフヒストリー**

本節では、ナラティブによる外国籍保育士のライフヒストリーから、外国籍保育士が「当事者性」を獲得した過程について検討した。その結果、以下のことが明らかになった。外国籍保育士も幼少期は日本社会にうまく適応できず、「周辺化されている自分」として存在せざるを得なかったが、自分が成長して、日本語が理解できず困っていた子どもの気持ちを代弁したことで「媒介者としての自分」を見出した。そして、媒介者として子どもたちの自分と同じ立場の子どもたちと関わったとき、「周辺化されている自分」から「当事者としての自分」へと意識が変容したのである。

以上のことから、外国籍保育士は「周辺化された自分」から「当事者としての自分」への意識変容の経験を通して、保育現場で当事者として子どもたちと関り、子どもたちの声を代弁することで、自らの経験と現在の活動の意義をつなげながら、保育実践を行っていると考えられる。

## 第V章 結論

第V章においては、4つのリサーチクエスチョンごとに結論と、そこから導き出される対応策について、以下の通り総括する。

### 第1節 多文化共生の理念と歴史とはいかなるものか

本節では、多文化共生の理念を明確にするとともに、多文化共生の歴史がどのように展開されてきたのかについて検討した。多文化共生の歴史は、「排外」から始まっており、「同化」へと変化してきた。その中で、多文化共生とは同化ではなく、「国籍や民族の異なる人々がお互い尊重し合い、対等な関係を保ち共に生きていくこと」であるとの理念が掲げられ、その実現に向けたさまざまな取り組みや議論が行われてきた。しかし、同化の理念が現在に至っても根強く残っていることに象徴されるように、掲げられた理念と現実との間には課題や異論が生じており、理念に基づく多文化共生は実現できているとは言い難い。

こうした背景には、マイノリティとマジョリティが対等ではなく、マイノリティは「支援される側」、マジョリティは「支援する側」という関係性があると考えられる。したがって、多文化共生を実現するためには、「支援する側」と「支援される側」から脱却するとともに、すべての人々が、対等な立場と相互理解の精神をもつことが求められる。そのため、多文化共生実現のためのアドボカシー活動を行っていく必要がある。

### 第2節 多文化共生保育の現状と課題とはいかなるものか

本節では、多文化共生保育の現場で直面している問題を整理し、以下の4つに分類した。それらは、地域との関わりの問題、生活習慣の問題、食習慣の問題、そして、言語コミュニケーションの問題であった。現状ではこれらの問題に対応するための行政による特別な支援制度はないため、問題への対応が保育者に委ねられていることから、保育者ひとり一人の専門性の向上が不可欠である。一方、先行事例として取り上げたドイツにおいては、幼児期の言語教育に主眼が置かれ、そのための保育者への公的研修制度が充実しており、また、多くの外国人保育者が保育に関わっていることから、多文化共生保育は充実していた。

したがって、多文化共生保育を充実させるためには、幼児期の外国籍児に対する公的支援や言語教育等を含めた行政施策、さらには外国籍児を保育する保育者への公的研修制度等が整備されなくてはならない。

### 第3節 群馬県大泉町における多文化共生保育の現状と課題とはいかなるものか

本節では、群馬県大泉町の多文化共生保育の現状と課題を明らかにした。大泉町の保育現場においては、これまで「日本人化」の保育でも問題が顕在化しなかったこと、就学前に日本の文化や言葉に慣れることが有益であると保育現場の保育者が考えていたことにより、外国籍児に対して「日本人化」の保育を行ってきた。その状況は、多数の外国籍児が在園していることが常態化していることに加えて、日常の業務が多忙な保育者が、改めて多文化共生保育に向き合っていなかったことに起因する。また、母語の習得不足が学習言語の習得に負の影響を及ぼすことを、保育者が認識していなかったこ

とも確認された。さらに、外国籍保護者の現状は、貧困、教育への無関心など、複合的な問題が絡み合っていることも浮かび上がった。

したがって、保育者には多文化共生保育について改めて考える場や、多文化共生保育に関する研修の機会を提供する必要がある。また、外国籍保護者に対しては、保護者支援として、乳幼児期の母子関係の重要性や言語教育の重要性などについて、啓蒙していかなければならない。

#### 第4節 当事者としての外国籍保育士の役割とはいかなるものか

本節では、当事者としての外国籍保育士が外国籍児とその保護者に対してどのような役割を果たしたのかを明らかにした。単なる通訳に止まらず保育の知識や技術、さらには文化や習慣に対する理解も有している外国籍保育士が保育現場に常在することは、外国籍児やその保護者および日本人保育士に対して「媒介者」として安心感を与えるといった重要な役割を担っていた。さらに、外国籍保育士は、保育実践において、就学前の外国籍児にとって非常に大切な母語と、主要言語である日本語の両方を使って外国籍児と関わっていた。

多文化共生保育を進める上で大事なことは、すべての保育者とすべての保護者および園児が、双方向のコミュニケーションを構築し、信頼関係を築くことにあると考える。外国籍保育士はそのための媒介者となることができる存在である。また、外国籍保育士が介在することにより、外国籍児が母語や母国文化に負い目を感じることなくアイデンティティを形成し、その中で自身の持つ能力と資質を開花させていくことが可能になると考えられる。同時に、外国籍児は、同じ背景を持つ仲間としての外国籍保育士、自分の将来を重ね合わせることができる役割モデルとしての外国籍保育士に出会い、自己肯定感を育んでいくことができると考えられる。

一方、外国籍保育士を取り巻く保育現場の環境にも目を向けなければならない。外国籍保育士の役割を、通訳・翻訳と捉えていた保育現場では、外国籍保育士の当事者性を活かした保育実践ができず、通訳・翻訳が仕事の大半を占める負担感と、子どもと関わる時間が非常に少ないことに苦しむという現象が起きた。しかし、保育現場が外国籍保育士の負担を理解し、子どもとの関わりを主とした保育士としての役割を尊重するようになったことで、外国籍保育士が自身の母語や母国の文化を活かした歌や手遊び、絵本の読み聞かせなどを取り入れた保育実践ができるようになった。

以上のことから、外国籍保育士は当事者として外国籍児のニーズに対応した保育を実践することができると考えられる。そのためには、保育現場が、文化的な背景が異なる保育者を理解し、同じ職場で協力して働く環境を作る必要がある。

#### 第5節 まとめ

上述の第1から第4節の総まとめとして以下の通り結論付けることができる。まず初めに、本研究のオリジナリティとして、以下の2点をあげた。

①これまで明らかにされてこなかった、外国籍保育士の存在意義とその役割を明らかにすることで、外国籍保育士の役割モデルを提示することができた。これにより、外国籍保育士育成の必要性と、それに伴う外国籍保育士を取り巻く保育現場の環境づくり、外国籍保育士と日本人保育士との協働の重要性も明らかとなり、外国籍児の職業選択における一つの選択肢として、保育者というヴィジョン

の提供にもつながった。

②群馬県大泉町においてこれまで実施されていなかった、行政と保育現場、研究者らの意見交換や情報共有を行うことで、大泉町のみならず、わが国の多文化共生保育における課題を明確にすることができた。これにより、大泉町の保育者が改めて多文化共生保育に向き合い、課題解決に向けて動き出すとともに、行政が多文化共生保育の課題を再認識し、保育現場と協力して課題を解決する努力を始めることとなった。

次に、4つのリサーチクエスションの検討結果を踏まえ、今後の外国籍児の育ちを保障する多文化共生保育の理想的なあり方について以下の5項目を提示した。

① 対等な立場と相互理解の精神のための、アドボカシー活動を行なうこと

マジョリティが、マイノリティとしての当事者性に鋭敏になるには、マジョリティ側の意識改革にアプローチする必要がある、そのためのアドボカシー活動の展開は急務である。

② 外国籍児の就学義務化、就学前教育改革も含め、多文化共生保育に関する制度を充実させること

多文化共生保育を充実させるために、制度的になすべきことは、まず外国籍児に就学義務を課すことである。先進諸国において外国籍児が就学義務を持たない国はわが国のみであるという状況が、広く認知される必要がある。

③ 外国籍保育士の採用を拡充すること

今後も国際化が進む日本社会では、多文化共生保育を担うために早急な努力が求められる。そのためには、ホストとゲストの間に介在するスペシャリストが必要であり、その役割を担う外国籍保育士の増員が急務である。

④ 保育者養成校での多文化理解の涵養と、保育者への研修制度を充実させること

文化の多様性を認める保育のためには、保育者養成の段階での多文化理解の涵養が必要である。また、保育者が多文化共生保育について改めて考える場や、多文化共生保育に関する研修の場を提供していく必要がある、養成校カリキュラムの拡充や現職の研修が重要である。

⑤ 外国籍保護者への支援を充実させること

保護者支援として、乳幼児期の母子関係の重要性や、言語教育の重要性などについて外国籍保護者に啓蒙していく必要がある、対象児童のみでない家族支援が重要である。

最後に、本研究の限界と課題を示すと、以下の通りである。研究フィールドが大泉町という地域に限定され、また、対象者である保育現場で働くニューカマー出身の外国籍保育士が2名、対象園が2園であるという量的な課題があげられる。そのため、今後は国内における他の多文化コミュニティにおいて調査を行うとともに、欧米を中心とした諸外国の多文化共生保育についても比較検討を行い、本研究で示した結果の一層の普遍化を追求していきたい。

また、言語習得の臨界期である保育園在園中の外国籍児に対する母語支援が、その後の外国籍児の成長・発達にどのような影響を与えるのかを考察するため、外国籍児の追跡調査を行うことにより、その成果を検証する試みが必要であると考えられる。

